

ご契約の手引き

定款・約款

財形住宅貯蓄積立保険

この冊子は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、大切に保管してください。

あなたの未来を強くする



もくじ

お願いとお知らせ

2

ご契約の手引き

7

約款の重要な事項ならびにご契約の取扱いについての大切なことがらをわかりやすくご説明したものです。ぜひ、ご一読ください。

説明事項ご確認のお願い

特に次の項目はぜひご確認いただきたい内容のため、必ずご一読ください。
ご不明な点がございましたら当社までお問い合わせください。

- ・ 責任開始期について…………… 1 3
- ・ 保険料のお払込みについて…………… 1 5
- ・ 保険金をお支払いできない場合について…………… 1 5
- ・ 解約と返戻金について…………… 1 6

定款

2 2

当社の組織と運営方法について定めたものです。

約款

2 9

お申し込みいただいたご契約について、ご契約からお支払いまでのいろいろな取決めを記載したものです。

お願いとお知らせ

生命保険募集人について

当社の担当者（生命保険募集人）は、保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の「代理権」はありません。

■ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が行う保険募集には保険契約締結の「媒介」と「代理」があります。

- ・ 媒介……保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します（生命保険募集人が保険契約のお申込みを受けただけでは保険契約は成立しません）。
- ・ 代理……生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

■ 当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

相互会社制度について

本項目および次項目の「基金の状況」は、2023年8月現在のものです。

最新の内容は、当社のホームページ（<https://www.sumitomolife.co.jp>）にてご確認ください。担当者にお問い合わせください。

1 当社の組織形態

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です（相互会社は保険業法により保険会社に認められた組織形態です）。相互会社には株式会社と異なり、株主が存在せず、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります（ただし、剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者については、当社定款の定めにより社員とはなりません）。この保険のご契約者は当社の「社員」となります。

2 総代会

- 当社は社員数が多いため、定款の定めにより、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただきます。総代の定数は180名、任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。総代の選出については、総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成される総代候補者選考委員会が候補者を選考し、その後、候補者の推薦に関する電子公告を行うとともに、全社員に就任の可否を伺う信任投票を実施します。不信任の投票数が全社員の100分の10に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

（総代会の傍聴制度）

- 当社では、社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。申込方法等については、総代会開催前の一定期間、当社ホームページにてお知らせします。

3 社員としての権利・義務

- 社員の皆さまには、保険業法や定款の定めに基づく権利として、次のようなものがあります。
 - ・総代選出にあたっての信任投票権
 - ・一定数以上の社員による総代会の議案提案権・招集請求権
 - ・定款や約款の定めに基づく社員配当金請求権 等
- 一方、社員の義務としては次のようなものがあります。
 - ・約款の定めに基づく保険料の払込義務

4 審議員会

- 会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議員会を設けています。審議員会では、社員から書面により提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。審議員の員数は定款の規定により25名以内となっており、会議については原則として年に2回開催しています。

5 ご契約者懇談会

- 当社では、社員の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、社員の皆さまのご意見を幅広く吸収し、経営に反映させていくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間、全国の支社・支部等の店頭に掲示してお知らせします。

基金の状況について

- 当社は、財務基盤の一層の充実を図るため、2023年度に500億円の基金^{(*)1}の募集を行い、基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は6890億円^{(*)2}となっています。
 - (*)1 「基金」とは、株式会社の資本金に該当する相互会社の担保財産として保険業法で定められているもので、これを外部から募集することにより、自己資本の充実を図ることが可能になります。基金は償却（返済）の際に同額の基金償却積立金を積み立てなければならぬため、基金償却後も募集した金額が確保されることとなります。
 - (*)2 基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、基金償却積立金6390億円および2023年度に募集した基金500億円（2028年度償却予定）を合わせた額となります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金のお支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
※本商品は補償対象契約となります。

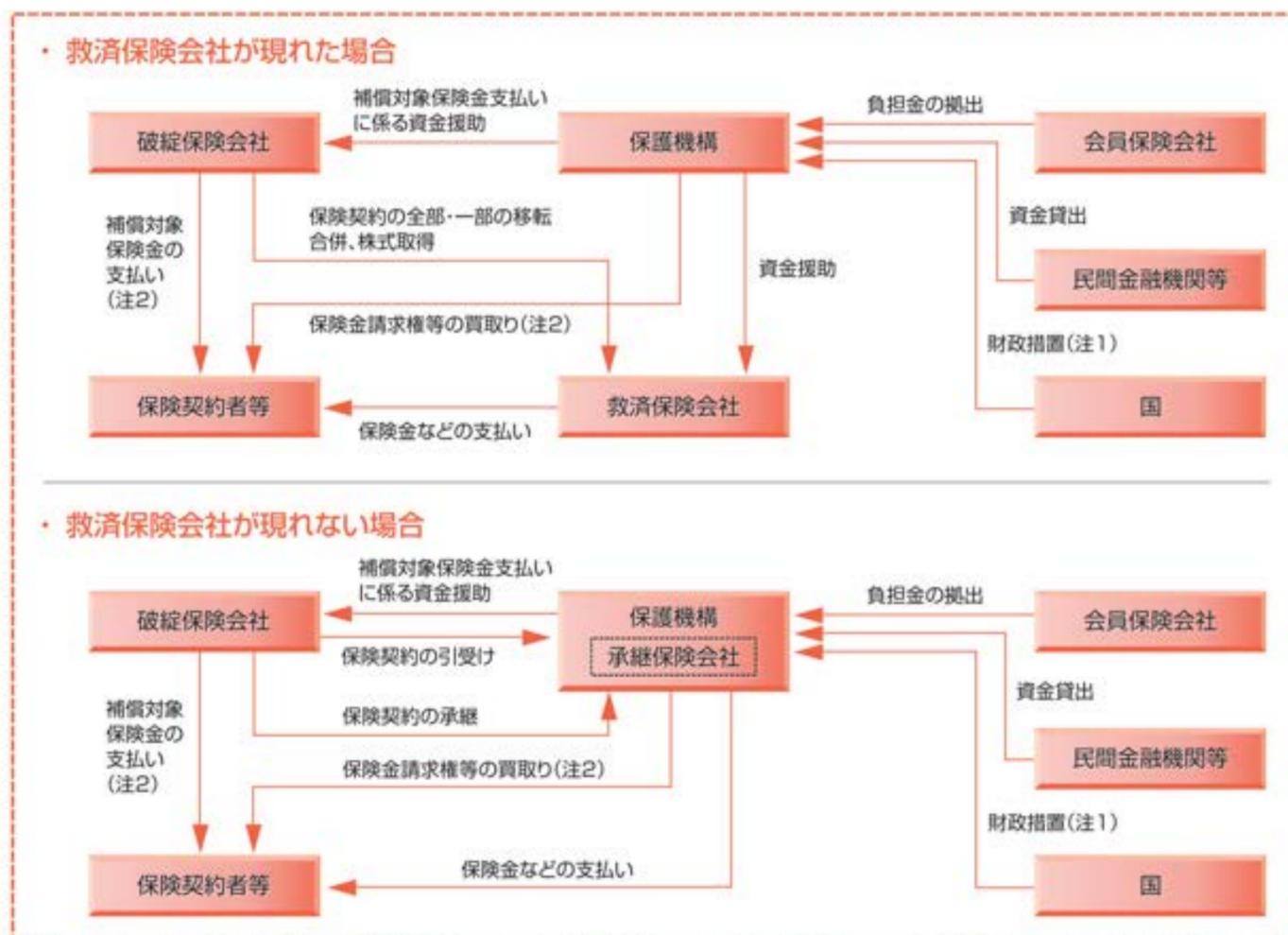
- (※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
- (※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が金融庁長官および財務大臣の定める基準利率（注1）を超えていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{金融庁長官および財務大臣の定める基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

- (注1) 金融庁長官および財務大臣の定める基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に定められることとなっております。現在の率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。（当社では責任準備金を保険料積立金と呼称しています。）
- (※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■ なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

■ 仕組みの概略図



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などのお支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。
(高予定利率契約については、4頁(※2)に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構

TEL: 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

生命保険契約に関するご相談や苦情について

「一般社団法人 生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ADR）機関です。当社は、生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

1. 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
2. なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下の協会ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

取扱いはお勤め先との協定によります

ご契約を大切にお守りするため事務の取扱いについてお勤め先と当社で協定しております。事務上のお取扱い事項はお勤め先の規程によるほか、この協定に従って運営いたします。ご契約上のお申出事項は原則お勤め先を経由ください。また当社からのご連絡なども原則としてお勤め先を経由いたします。

非課税申告書の内容（氏名、住所、勤務先、賃金の支払者、非課税限度額）に変更があった場合には、速やかに変更申込書をご提出ください。

ご契約に関する照会やご連絡の際には、契約者番号、氏名、および生年月日をお知らせください。

ご契約の手引き

もくじ

主な保険用語のご説明	8
------------	---

財形住宅貯蓄積立保険の特長としくみ	9
-------------------	---

1 特長	9
2 しくみ	10
3 生存給付金、災害死亡保険金または災害高度障害保険金、 死亡給付金または高度障害給付金のお支払いについて	12

ご契約についての大切なことから	13
-----------------	----

ご契約に際して

1 責任開始期について	13
2 受取人について	13
3 給付金・保険金などの税制上の取扱いについて	13
4 金額表示の取扱いについて	14
5 生命保険会社が経営破綻した場合等の取扱い	14

ご契約後について

1 保険料のお払込みについて	15
2 保険料払込みの限度額について	15
3 保険金をお支払いできない場合について	15
4 保険金などのお支払期限	16
5 解約と返戻金について	16
6 払込保険料・保険期間の変更について	16
7 保険期間の自動継続について	16
8 申告内容の変更について	17
9 退職等が発生した場合の取扱いについて	17
10 海外転勤が発生した場合の取扱いについて	17
11 育児休業等取得時の非課税措置の継続について	18
12 配当金のお支払いについて	18
13 取得する住宅の法的要件について	18
14 増改築する住宅の法的要件について	18
15 積立残高の通知について	19
16 財形持家融資制度について	19
17 保険金・給付金等のご請求に必要な書類	20
18 税制上の提出書類について	21

主な保険用語のご説明

テ 定	加 款			当社の組織と運営方法について定めたものです。
ヤ 約	加 款			ご契約からお支払いまでのいろいろな取決めを記載したものです。
ケ 契	ヤ 約	シ 者	シ 証	財形住宅貯蓄積立保険のご契約の証としてご契約者あて発行するものです。
ケ 契	ヤ 約	シ 者		保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。この保険の場合は勤労者財産形成促進法に定める勤労者に限ります。
ヒ 被	ホ 保	ケ 險	シ 者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。この保険では、ご契約者と同一人となります。
ウ 受	トリ 取		ニ 人	保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。
ホ 保	ケ 險	キ ウ フ シ ン 金 ・ 給 付 金		被保険者の死亡、高度障害または所定の支払事由に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。
ホ 保	ケ 險		リ ヨ ウ 料	ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。
セ 責	ニ 任	カ 開	シ 始 キ 期	申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいいます。この保険では第1回保険料相当額が賃金控除された日から保障が開始されます。
ケ 契	ヤ 約		ビ 日	保険期間の始期となる日をいい、上記の責任開始期を基準として勤務先単位で定めます。
ケ 契	ヤ 約	ネ 年	レイ 齢	被保険者の年齢は満年齢で計算しますが、1年未満の端数については切り捨てます。
シ 社	シ 員	ハイ 配	トウ 当 キ ン	会社の毎年の決算により生じた剰余金から、ご契約者にお支払いするものを配当金といいます。
ツ 積	タ 立		キ ン	将来の保険金などをお支払いするために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てておくものをいいます。
ヘ 返	レイ 戻		キ ン	ご契約が解約された場合などにご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。普通保険約款別表にその金額を例示しています。
サ 差			イ 益	給付金・返戻金などのお支払金から払込保険料の合計を差し引いたもののことをいいます。

財形住宅貯蓄積立保険の特長としくみ

1 特長

- (1) この保険は、持家購入または増改築等の資金づくりを目的としたものです。
- (2) 住宅取得（増改築等）のための頭金等または、住宅取得（増改築等）後その資金に充てる場合に、生存給付金をお支払いします。
- (3) **元本550万円**まで、利子非課税の恩恵が受けられます。

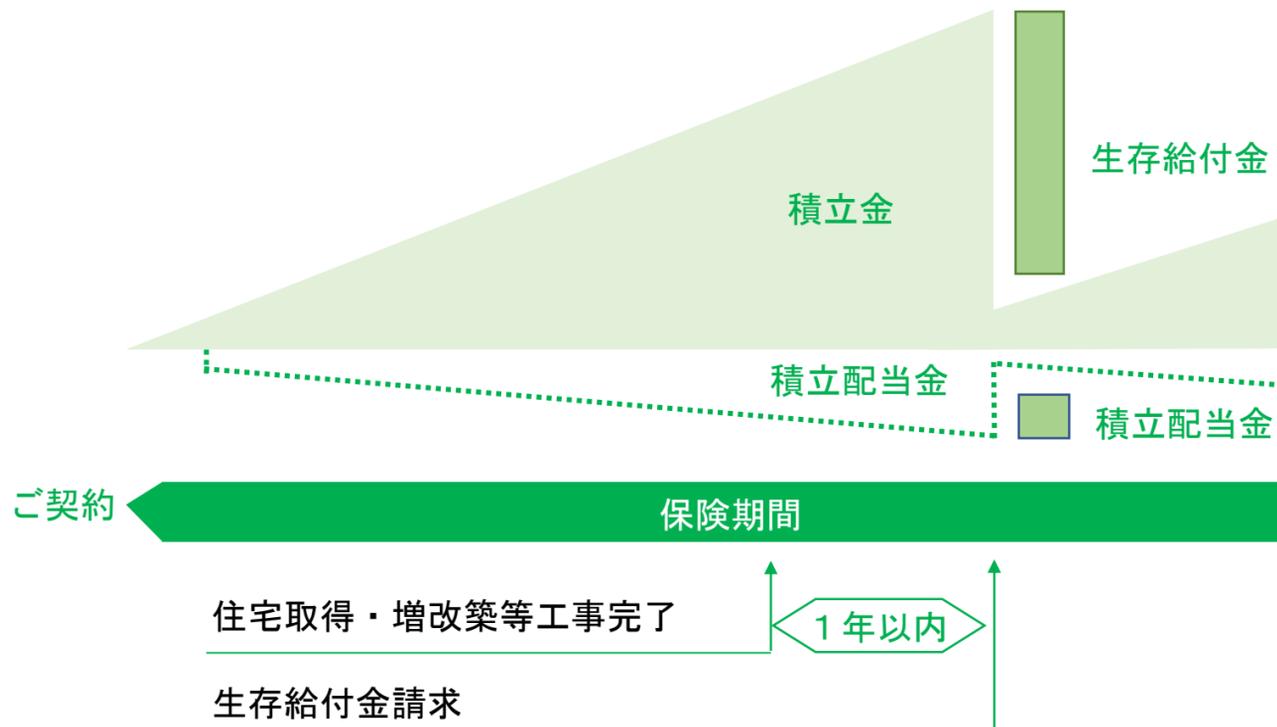
- 生保の財形住宅貯蓄は、元本預入方式（お払込保険料の合計が元本とされます。）のため、非課税枠を有効に活用できます。
- 財形としての非課税枠は、財形住宅契約および財形年金契約を通算して550万円を超えることはできません。
- この保険のお払込保険料は、一般の生命保険と異なり生命保険料控除の対象とはなりません。

- (4) 保険会社の財形ならではの災害保障つきです。
保険期間中に災害等により、被保険者が死亡または、所定の高度障害状態になられたときは、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を、災害死亡保険金または災害高度障害保険金としてお支払いします。
- (5) 保険期間中に、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたときは、それらの発生時における積立金を死亡給付金または高度障害給付金としてお支払いします。ただし、災害死亡保険金または災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。

2 しくみ

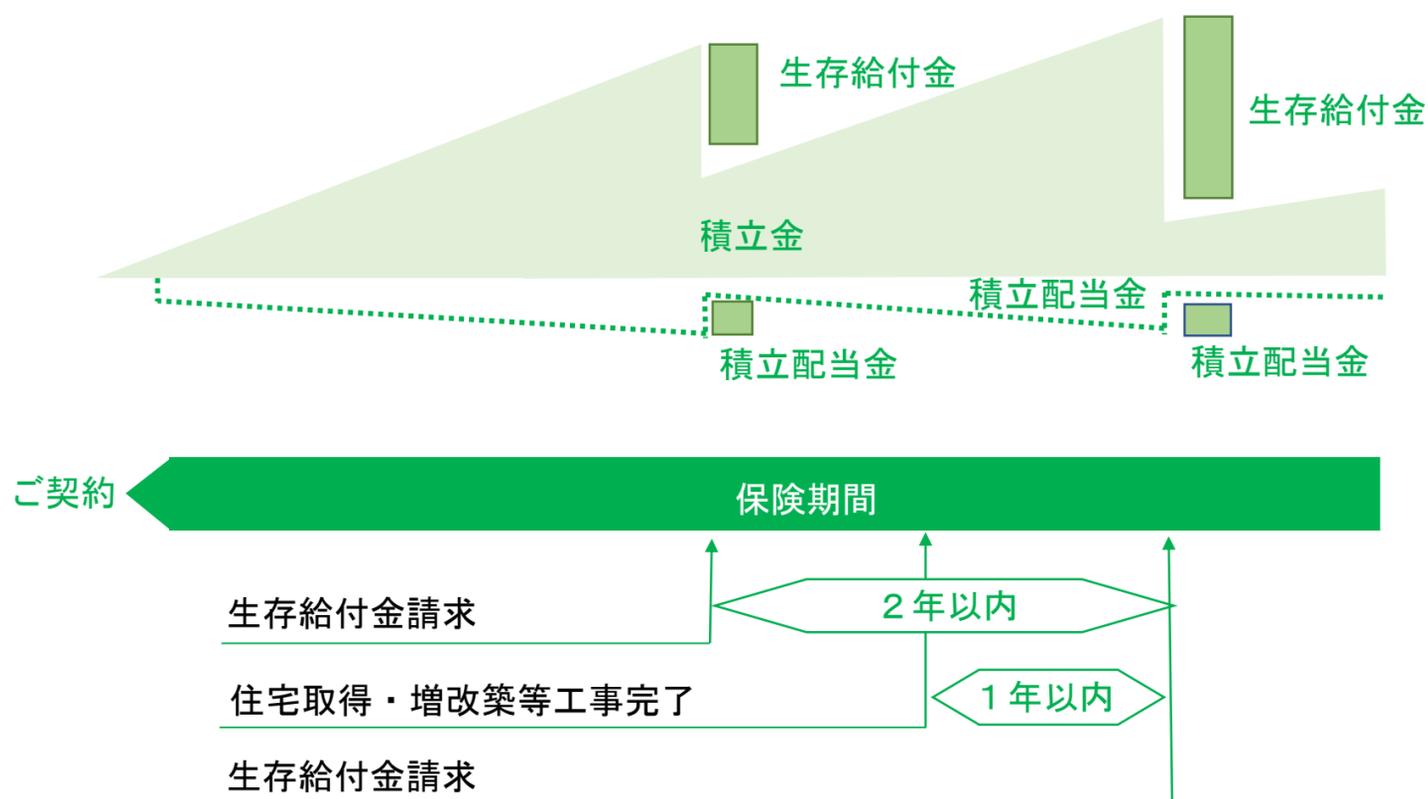
生存給付金のお支払い

- (1) 住宅取得または増改築等工事完了後のご請求の場合
要した費用の名義割合分以下の金額を積立金から払い出すことができます。
住宅取得・増改築等工事完了日から1年以内に手続きが必要です。



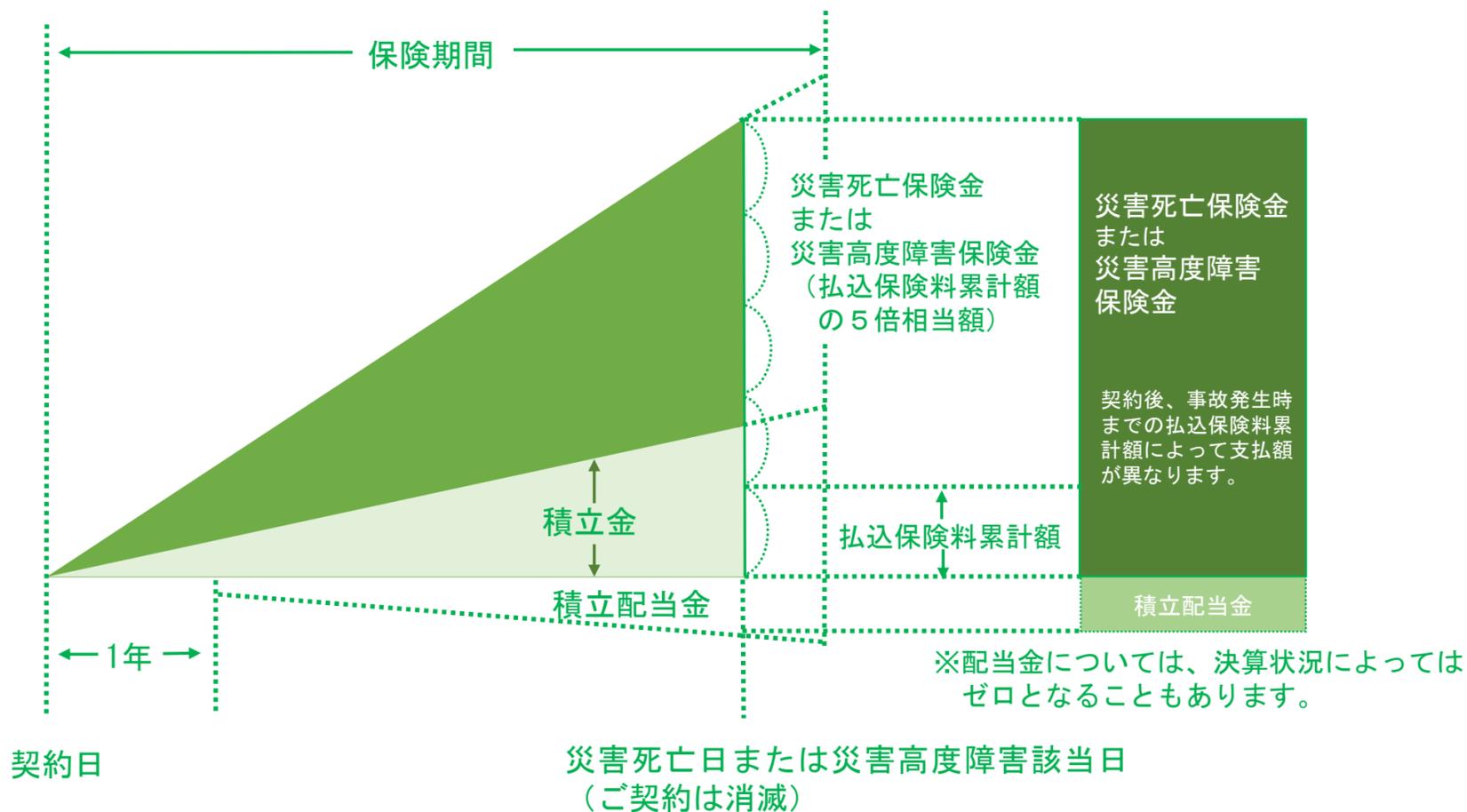
※配当金については決算状況によってはゼロとなることもあります。

- (2) 住宅取得または増改築等工事完了前のご請求の場合
積立金の9割または要した費用の名義割合分のいずれか低い額以下の金額を積立金から払い出すことができます。
お受取日から2年以内かつ住宅取得・増改築等工事完了日から1年以内に所定の書類を提出いただきます。
その際、要した費用がすでに払出した額を上回った場合、その差額以下の金額を払い出すことができます。

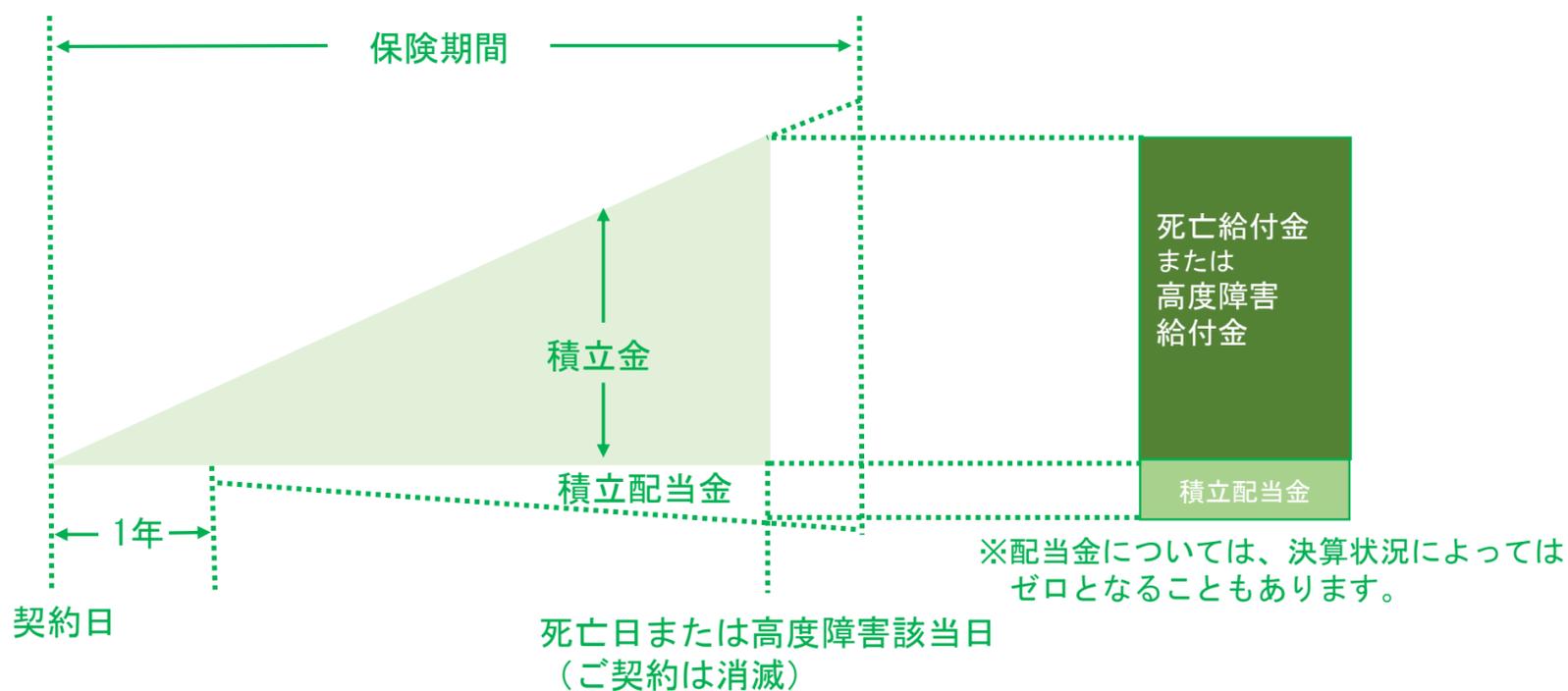


※配当金については決算状況によってはゼロとなることもあります。

災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払いについて



死亡給付金または高度障害給付金のお支払いについて



3 生存給付金、災害死亡保険金または災害高度障害保険金、死亡給付金または高度障害給付金のお支払いについて

お支払いする 給付金・保険金	お支払事由	お支払いする金額	受取人
生存給付金（※1）	（1）契約者が住宅取得（増改築等）後1年以内にその資金に充てるための生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者が生存されているとき。	払出基準日における積立金額の一部または全部（住宅取得（増改築等）費用（※2）まで）	契約者
	（2）契約者が住宅取得（増改築等）の頭金に充てるための生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者が生存されているとき。	払出基準日における積立金額の9割または住宅取得（増改築等）費用（※2）のいずれか低い額	
	上記払出し後2年以内かつ住宅取得（増改築等）後1年以内に、その資金に充てるための生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者が生存されているとき。 （生存給付金として積立金の全部を受け取る場合は、保険契約は消滅し、ご契約から5年経過前であっても保険期間が満了したものとみなしてお取り扱いします。）	払出基準日における積立金額の一部または全部（住宅取得（増改築等）費用（※2）が頭金払出額を超えているときに限り、超えた額以下の積立金額まで）	
災害死亡保険金	被保険者が、責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から180日以内の保険期間中に、死亡されたとき。	原因となった偶発的な外来の事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額	災害死亡保険金 受取人
	被保険者が、責任開始日以後に発病した普通保険約款別表2に定める感染症を直接の原因として死亡されたとき。	原因となった感染症の発病時（当該感染症が発病した時として、当社が認定した時をいいます。）における払込保険料累計額の5倍相当額	
災害高度障害保険金	被保険者が、責任開始日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から180日以内の保険期間中に、所定の高度障害状態（詳しくは普通保険約款別表3をご覧ください。）になられたとき。 （災害高度障害保険金をお受け取りになったときは、高度障害状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。）	原因となった偶発的な外来の事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額	被保険者
死亡給付金（※1）	被保険者が、保険期間中に死亡されたとき。 ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が死亡された日における積立金額	死亡給付金 受取人
高度障害給付金（※1）	被保険者が、責任開始日以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態（詳しくは普通保険約款別表3をご覧ください。）になられたとき。 ただし、災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。 （高度障害給付金をお受け取りになったときは、高度障害状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。）	被保険者が高度障害状態になられた日における積立金額	被保険者

（※1）お払い込みいただいた保険料のうち一部は偶発的な外来の事故による保険金のお支払いや保険事業の運営に必要な経費に充てられるしくみになっています。
このためご契約後**67か月以内**（毎月払いのみによるお払込みの場合）の受取額は、払込保険料累計額より少ない金額になります。
（なお、予定利率の変動に伴い、記載の期間が変わることがあります。）

（※2）名義割合、築年数等によりお支払いする金額が変わります。

ご契約についての大切なことから

ご契約に際して

1 責任開始期について

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合には、ご契約者を雇用している事業主が、このご契約の第1回保険料に相当する金額をご契約者に支払う賃金から控除した日から、ご契約の責任を開始します。

2 受取人について

- (1) 生存給付金、災害高度障害保険金、高度障害給付金の受取人は、被保険者（契約者）と同一人です。
- (2) 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、被保険者の遺族とします。ただし、当社への通知（法律上有効な遺言を含む）により受取人を指定、またはその指定を変更することができます。（保険事故発生後は変更できません。）

※ここにいる被保険者の遺族とは、配偶者・子・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹（先順位の順序で記載。同一順位の受取人が複数おられる場合の受取額は均等額となります。）であって、被保険者の死亡の当時生存していた方とします。

3 給付金・保険金などの税制上の取扱いについて

生存給付金	非課税扱いになります。 ただし、要件違反となった場合は残りの積立金および既にお支払いした生存給付金の差益部分について20%（2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税を含めて20.315%）課税されます。なお、退職等の日から1年経過後2年以内の払出し手続きの場合は非課税でのお取扱いはできません。（退職等の日から2年以内に「勤務先変更」または「承継」等の手続きをされた後の払出しを除きます。） [要件違反の例] ・住宅取得（または増改築等工事完了）前に積立額の9割または住宅取得（増改築等工事）費用のいずれか低い額以下を払い出した後、その払出日から2年以内または住宅取得日（または増改築等工事完了日）から1年以内のいずれか早い日までに、財形法および同法施行令に基づく書類の提出がなかったとき ・生存給付金払出しをした後も積立金が残し、ご継続いただいた場合で、その払出日から5年以内に要件外払出しがなされたとき
解約返戻金	課税扱いになります。 解約返戻金の差益部分（解約返戻金+積立配当金-払込保険料累計額）が課税の対象額となり20%（2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税を含めて20.315%）課税されます。
災害死亡保険金 死亡給付金	相続税が課せられます。 ただし、災害死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人である場合には、[500万円×法定相続人の数]を限度として非課税扱いの特典があります。（死亡給付金はこの特典が受けられません。）
災害高度障害保険金 高度障害給付金	非課税扱いになります。

2025年11月現在

4 金額表示の取扱いについて

普通保険約款「別表4 返戻金額例表」については、現在の保険料、積立金等の計算の基礎に基づいて算出した金額であり、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により変動することがあります。したがって、将来のお支払額を保証するものではありません。

5 生命保険会社が経営破綻した場合等の取扱い

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

1 保険料のお払込みについて

- (1) 保険料は、お勤め先でご契約者の毎月(または毎賞与時)の賃金から控除いただいたうえ、お勤め先がご契約者に代わって直接お払い込みいただきます。
- (2) 保険料は、毎月または毎賞与時に定期的にお払い込みいただくことが必要です。
- (3) 保険料の立替のお取扱いはありません。

賃金控除以外の方法は法律違反となり、払込みはできません。

2 保険料払込みの限度額について

非課税最高限度額が保険料払込みの限度額となります。もし、途中で非課税枠を超えることとなる場合は、その後の保険料の払込みを続けることはできません。
なお、保険料積立の中断が2年を超えると解約されたものとみなします。その場合は、課税扱いとなります。

3 保険金をお支払いできない場合について

災害死亡保険金または災害高度障害保険金のお支払事由が発生しても、次の場合には保険金をお支払いできません。

なお、この場合には、死亡給付金または、高度障害給付金をお支払いします。

- (1) 被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失によるとき
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (8) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度によっては災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります)

次の場合は保険金、給付金のお支払いもできませんのでご注意ください。

- (1) 保険金、給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者または受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除されたとき

さらに、次の場合はすでに払い込まれた保険料もお返しいたしません。

- (2) 詐欺によるものとし、ご契約が取り消されたとき
- (3) 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の不法取得目的があったものとして、ご契約が無効になったとき

4 保険金などのお支払期限

保険金などのご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（※）の翌日から起算して5営業日以内に保険金などをお支払いします。ただし、保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、事前にご連絡のうえ、お支払期限を変更することがあります。

（※）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

5 解約と返戻金について

- （1）ご契約はいつでも解約することができます。
- （2）保険料をお払い込みにならない場合には、最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過する日に解約されたものとみなします。
- （3）お払い込みいただいた保険料のうち、一部は偶発的な外来の事故による保険金のお支払いや、保険事業の運営に必要な経費に充てられるしくみになっています。このためご契約後**67か月以内**（毎月払いのみによるお払込みの場合）に解約されますと、返戻金は払込保険料累計額より少ない金額になります。（なお、予定利率の変動に伴い、記載の期間が変わることがあります。）
- （4）住宅取得（増改築等）のための頭金等に充てるため生存給付金（積立金の9割まで）のお支払い後2年以内または住宅取得日から1年以内のいずれか早い日までに、財形法および同法施行令に基づく必要書類の提出がなかったとき、生存給付金支払日から起算して2年を経過した日に解約されたものとみなします。
- （5）災害等の事由により契約を解約される場合、住所地の所轄税務署の確認を受けていただくと非課税扱いとなります。

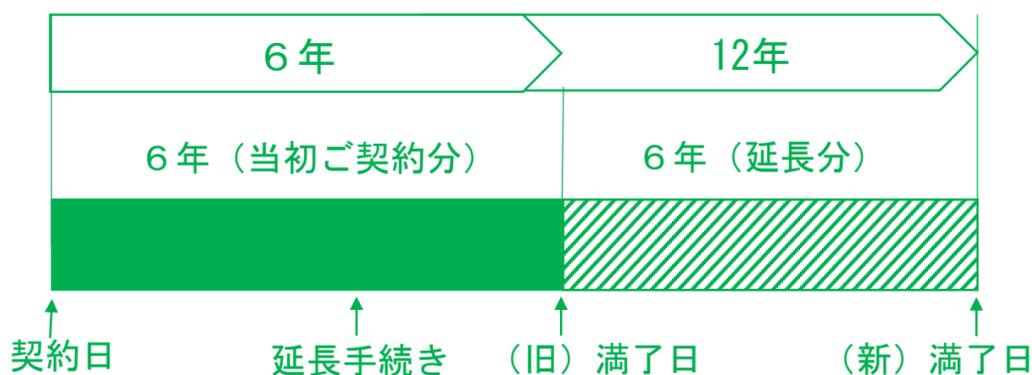
6 払込保険料・保険期間の変更について

- （1）保険期間中であれば、いつでも払込保険料・保険期間を変更することができます。

・ **払込保険料の変更**：100円単位で増額（または減額）することができます。



・ **保険期間の変更**：保険期間は6年以上40年（上限年齢85歳）までの範囲内で期間を年単位で延長・短縮することができます。



- （2）お手続きにあたっては、「財形変更申込書」をご提出ください。

7 保険期間の自動継続について

保険期間満了時まで積立金の全部に相当する生存給付金のお支払いの請求がない場合は、保険期間を最長40年かつ保険期間満了時年齢は満85歳を上限とし、1年ごとに自動延長します。

8 申告内容の変更について

- (1) 次の内容に変更が生じた場合には、必ず変更手続きを行ってください。
- ・非課税の最高限度額（当社に申告されている分）
 - ・ご契約者の氏名・住所
 - ・勤務先：ご契約者の賃金の支払事務を行っている事務所・事業所等のことをいいます。
 - ・賃金の支払者：ご契約者の賃金の源泉徴収・納税事務を行っているところをいいます。
（給与所得者の扶養控除等申告書を提出する際に経由するところです。）
- ※ 9「退職等が発生した場合の取扱いについて」を、あわせてご確認ください。
※ 海外転勤の場合は、10「海外転勤が発生した場合の取扱いについて」をご確認ください。
- (2) お手続きにあたっては、「財形非課税住宅貯蓄 限度額変更 異動（勤務先異動）申告書」をご提出ください。

9 退職等が発生した場合の取扱いについて

- (1) 退職等された日から2年以内に転職され、次の手続きをされたときにはご契約を継続することができます。

新しいお勤め先が、当社の財形制度を採用している場合

「財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書」を新しいお勤め先を経由して当社へご提出のうえ、保険料のお払込みを再開していただく必要があります。

新しいお勤め先が財形制度を採用しているが、当社とお取引がない場合

新しいお勤め先のお取引金融機関と新たにご契約いただき、「転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」等をご提出された場合、当社のご契約の解約返戻金を新たなご契約の保険料に充当し、ご契約を承継することができます。
ご契約状態によっては、継続いただけない場合がございますので、継続希望の方は当社までお問い合わせください。

- (2) ご契約を継続することができない場合は、退職日から2年以内にご契約を解約していただくこととなります。
- (3) 代表権または業務執行権を有する役員になられた場合は、財形住宅への加入資格を欠くため、事由発生日から1年以内にご契約を解約していただくこととなります。

10 海外転勤が発生した場合の取扱いについて

- (1) 次の場合には、ご契約を継続することができます。
海外転勤後も、現在のお勤め先との間に雇用関係が継続していることが必要です。
ただし海外転勤期間は7年以内に限り、7年を超えることとなった場合には、ご契約を解約していただくこととなります。
なお、海外勤務中は保険料のお払込みは中断していただきます。
- (2) 手続き方法
- ア. 出国前に「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」をご提出ください。（提出されない場合は、不適合事由（※1）に該当いたします。）
- イ. 国内勤務に変わられた場合には、国内勤務されることとなった日から2か月以内に、「海外転勤者の国内勤務申告書」を必ずご提出ください。保険料のお払込みを再開していただくことができます。
（提出されない場合は、継続適用不適合事由（※2）に該当いたします。）

ご注意 不適合事由（※1）、継続適用不適合事由（※2）に該当した場合、該当した日から1年を経過した日に解約されたものとみなします

- （※1）「不適合事由」とは、ご契約者が退職・転任等によりその勤務先の勤労者の資格を失った場合、もしくは「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出せず海外転勤された場合、または勤務先が財産形成非課税住宅貯蓄の取扱いを廃止した場合等をいいます。
- （※2）「継続適用不適合事由」とは、「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出して海外転勤されたご契約者が、出国の日から7年以内に帰国されなかった場合、または帰国後2か月以内に「海外転勤者の国内勤務申告書」を提出されなかった場合等をいいます。

11 育児休業等取得時の非課税措置の継続について

- (1) 育児休業等(※1)を取得する際、育児休業等開始日までに所定の申告書(※2)を提出すれば、最長で子が3歳到達日まで引き続き利子等について非課税措置の適用を受けられます。なお、育児休業等期間中の保険料の払込みは中断していただきます。
- (2) 育児休業等が終了したときは、復帰日以降最初に到来する払込日(給与支給日)に保険料の払込みを再開していただく必要があります。(払込みの再開がないときは育児休業等終了日の翌日に解約されたものとみなします。)

(※1) 産前産後休業および3歳未満の子に係る育児休業

(※2) 「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」

12 配当金のお支払いについて

- (1) 配当金は、ご契約後2年目からお支払いします。
- (2) 毎年の配当金は、所定の利率により当社に積み立てていただき、生存給付金等のお支払いの際にあわせてお支払いします。
- (3) 配当金のみのお支払いはできません。
- (4) 配当金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定しておりません。(将来お支払いする配当金は、決算状況によってはゼロとなることもあります。)

13 取得する住宅の法的要件について

- (1) ご契約者本人名義の持家としての居住用住宅であること。
(共有名義のときは持分に対する費用までが払出可能金額となります。)
- (2) 住宅の登記事項証明書の居住用部分の床面積が50㎡以上であること。
ただし、新築住宅または建築後使用されたことのない住宅を取得した場合で、次のいずれかであるときは、床面積が40㎡以上であること。
 - ①令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅
 - ②令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に建築確認を受けた認定住宅等(※)
(※) 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅
- (3) 取得する住宅に居住用以外の部分があるときは、居住用部分の床面積が全体の1/2以上であること。(払出可能金額は、建物金額に居住用部分の床面積の割合を乗じて計算した金額となります。)
- (4) 中古住宅を取得されるときは、昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。
ただし、一定の耐震基準を満たしていれば築後要件はありません。(※)
(※) 一定の耐震基準を満たすことは建築士等が発行する「耐震基準適合証明書」によって証明されます。

14 増改築する住宅の法的要件について

- (1) 工事対象住宅がご契約者本人名義の居住用住宅であること。
(共有名義のときは持分に対する費用までが払出可能金額となります。)
- (2) 75万円を超える費用を伴う増築、改築、建築基準法に定める大規模修繕・模様替えであること。
- (3) 増改築を行った後の住宅の登記事項証明書の居住用部分の床面積が50㎡以上あること。
(工事請負契約書に記載の床面積と異なることがあります。)
- (4) 増改築する住宅に居住用以外の部分があるときは、居住用部分の床面積が全体の1/2以上であること。工事金額の1/2以上が居住用部分の工事であること。
(払出可能金額は、全体の工事金額に居住用部分の床面積の割合を乗じて計算した金額となります。)
- (5) 増改築等工事証明書、確認済証、検査済証(工事金額が75万円超かつ100万円未満の場合は「増改築等工事完了届」)が提出できる工事であること。

15 積立残高の通知について

当社は、年1回以上、ご契約者に「財形 積立金額等のご案内」をお送りし、積立残高をお知らせします。

16 財形持家融資制度について

この保険に加入した場合には、持家の取得に際し、独立行政法人勤労者退職金共済機構からお勤め先等を通じて、または独立行政法人住宅金融支援機構もしくは沖縄振興開発金融公庫から（公務員の場合は独立行政法人勤労者退職金共済機構から共済組合等を通じて、もしくは共済組合等から）融資が受けられます。ただし、借入申込資格を有する場合に限りです。

お手続き等につきましてはお勤め先の財形事務担当者、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、共済組合等または財形融資業務の取扱金融機関にお問い合わせください。

なお、個人融資の場合の資格の有無の判定および貸付限度額の決定の基準となる「預貯金等の額」とは、この保険の場合、責任準備金相当額と社員配当金（これに付される利息を含みます。）の合計額をいいます。

17 保険金・給付金等のご請求に必要な書類

必要書類	請求内容	解約 返戻金	住宅取得のための 生存給付金		増改築等工事のため の生存給付金		災害 死亡 保険金	死亡 給付金	災害 高度 障害 保険金	高度 障害 給付金
			取得前	取得後	工事 完了前	工事 完了後				
財形支払請求書		○	○	○	○	○				
本人確認書類（写し）（※1）		○	○	○	○	○			○	○
契約者証（※2）		○		○		○	○	○	○	○
住民票（写し） （発行後6ヶ月以内のもの）			△ （※3）	○	△ （※3）	○				
住宅の登記事項証明書 （旧登記簿謄（抄）本）（写し） （発行後6ヶ月以内のもの）			△ （※3）	○	△ （※3）	○				
耐震基準適合証明書（写し）（※4）			△ （※3）	○						
認定住宅等の確認書類（写し）（※5）			△ （※3）	○						
住宅の工事請負契約書（写し） または売買契約書（写し）			○	○	○	○				
増改築等工事証明書（写し） または増改築等工事完了届（※6）					△ （※3）	○				
財形死亡給付金・ 災害死亡保険金請求書							○	○		
財形高度障害給付金・ 災害高度障害保険金請求書									○	○
戸籍謄本（写し）（※7）							○	○		
死亡診断書（写し）							○	○		
障害診断書									○	○
受傷状況報告書							○		○	
交通事故証明書（写し）（※8）							○		○	
代表選任届（※9）							○	○		
ご契約者のマイナンバー確認書類 （写し）（※10）							○	○		
受取人さまのマイナンバー確認書類 （写し）（※10）							○	○		
受取人さまの本人確認書類 （写し）（※10）							○ （※11）	○ （※11）		

- （※1）マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなどの写しをご提出ください。
マイナンバーカードは氏名・住所等が記載されている表面のみご提出ください。
（ただし、ご請求金額が300万円以下のときは提出不要です）
- （※2）契約者証を紛失されている場合は提出不要です。
- （※3）住宅取得（増改築等工事完了）前のご請求時には提出不要。住宅取得（増改築等工事完了）後にご提出が必要です。
- （※4）取得される住宅が昭和56年12月31日以前に建築されたもので、耐震基準に適合する住宅の場合に限ります。
- （※5）取得される住宅が令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に建築確認を受けた新築住宅で、床面積が40㎡以上50㎡未満の認定住宅等である場合にご提出ください。
- （※6）増改築等工事完了届は、工事金額が75万円超100万円までの場合に限ります。
- （※7）ご契約者と受取人さまの戸籍謄本（死亡事実と続柄の判明するもの）をご提出ください。
受取人さまが配偶者さま以外で戸籍が改製されている場合は、改製前の戸籍謄本もご提出ください。
受取人さまが未成年の場合は、未成年者と親権者の戸籍謄本（親権者がいないときは、後見人・後見人選任の記事がある受取人さまの戸籍謄本）が必要です。
- （※8）交通事故の場合、自動車安全運転センター発行のものをご提出ください。
- （※9）同順位の受取人さまが2名以上の場合、ご提出ください。
- （※10）災害死亡保険金、死亡給付金が100万円を超える場合、ご提出ください。
- （※11）写真あり（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）のとき、いずれか1つ
写真なし（各健康保険の資格確認書・印鑑証明書・戸籍謄本など）のとき、いずれか2つ
以下の書類は該当箇所を黒塗りのうえご提出ください。
各種資格確認書：記号、番号、枝番、保険者番号、（二次元コード）

上記必要書類は2025年11月現在のものです。
ご請求の内容によって、上記書類以外の
書類のご提出をお願いすることがあります。

提出を要する場合	提出書類	提出時期	備考
財形住宅貯蓄積立保険を契約する場合	財産形成非課税住宅貯蓄申込書	_____	勤務先を経由して当社あて提出
	財産形成非課税住宅貯蓄申告書	財形住宅貯蓄積立保険の契約申込書を提出する時	勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
申告した非課税扱いの最高限度額を変更する場合	財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書	_____	同上
・ 契約者の氏名または住所の変更があった場合 ・ 勤務先（賃金の支払者）の名称または所在地の変更があった場合	財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	変更の事由が生じた時から遅滞なく	同上
契約者が、転職等により、当社の財形制度が採用されている他の勤務先へ異動した場合	財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書 （当社との契約を継続できる場合）	元の勤務先の勤労者でなくなった日から起算して2年以内	他の勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
契約者が、転職等により、当社の財形制度が採用されていない他の勤務先へ異動した場合	転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書 （他金融機関の契約に承継の場合）	同上	他の勤務先および他の金融機関を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
海外転勤により出国する場合	海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	出国する日まで	出国時の勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出した者が国内勤務することとなった場合	海外転勤者の国内勤務申告書	国内勤務することとなった日から起算して2か月以内	出国時の勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
ご契約を解約される場合、および住宅取得後に生存給付金を請求される場合	財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書	_____	勤務先および当社を経由して、契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
育児休業等を取得する際に、非課税特例措置の適用を受ける場合	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等開始日まで	同上
「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出した者が育児休業等の期間を変更する場合	育児休業等期間変更申告書	当初の育児休業等の終了日または変更後の終了日のいずれか早い日まで	同上

定款

- 「定款」は、当社の組織と運営方法を定めたものです。

[本文の見方]

本文中、「②」と表記されているものは、「第2項」と読みます。
本文中、「一」と表記されているものは、「第一号」と読みます。

- 本定款は、2025年7月現在のものです。

最新の内容は、当社のホームページにてご確認ください。担当者にお問い合わせください。

住友生命ホームページ

<https://www.sumitomolife.co.jp>

第1章 総則

第1条 (名称)

当社は、住友生命保険相互会社という。英文では、SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

第2条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 (主たる事務所の所在地)

当社は、主たる事務所（本社）を大阪市に置く。

第4条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 基金

第5条 (基金の総額)

当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は6890億円とする。

第6条 (基金の拠出者の権利)

当社は、基金の拠出者に対して、基金拠出契約書の定めるところに従い、基金の償却を行う。ただし、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことができる。

- ② 当社は、基金の拠出者に対して、基金拠出契約書の定めるところに従い、基金利息を支払う。

第7条 (基金の償却の方法)

当社は、基金償却積立金に充てるため、基金償却準備金を積み立てる。

- ② 基金を償却するときは、すでに積み立てられた基金償却準備金の範囲内で、取締役会の決議により行い、償却する金額と同額を基金償却準備金から基金償却積立金に振り替える。
- ③ 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第56条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第3章 社員

第8条 (社員)

当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

- ② 剰余金の分配のない保険契約にかかわる保険料の総額は、全保険契約にかかわる保険料の総額の100分の20を超えないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第9条 (有限責任)

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料を超えて責任を負わない。

第10条（社員の権利義務の承継）

社員は、当会社の同意を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

第11条（退社した社員の権利）

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当会社に対して何らの権利をもたない。

第4章 総代会

第12条（総代会の設置）

当会社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。

第13条（総代会の構成）

総代会は、社員の中から選出された総代をもって構成する。

第14条（総代の定数）

総代の定数は180名とする。

第15条（総代の任期）

総代の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は2期を超えることができない。

- ② 総代は、選出が行われた年の翌年の4月1日をもって就任する。ただし、第22条第3項または第24条第2項の規定により選出された総代については別途定める。

第16条（総代の欠格事由）

次に該当する場合は総代になることができない。

- 一 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 未成年者
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第17条（総代の議決権）

総代会における総代の議決権は各々1個とする。

- ② 前項の議決権は他の総代に委任して行使することができる。

第18条（総代会の議長）

総代会の議長は執行役社長とし、執行役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って他の執行役がこれに代わる。

第19条（総代会の決議方法）

総代会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、総代の半数以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第20条（定時総代会の開催）

定時総代会は、毎事業年度の最終日の翌日から4か月以内に開く。

第5章 総代の選出

第21条（総代の選出）

総代は、社員の選挙により選出する。

- ② 前項の規定にかかわらず、第25条に定める総代候補者選考委員会が決定のうえ、公告を行った次の各号に掲げる各総代候補者について、社員が行う投票（以下「信任投票」という。）により、総代を選出することができる。
- 一 総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者
 - 二 総代候補者選考委員会が行う公募に立候補した総代候補者
- ③ 前項により総代を選出する場合は、総代の定数のうち20名を前項第2号の総代候補者から選出できるものとする。

- ④ 総代の選出は、2年毎に総代の定数の半数について行い、その時期は第23条第2項に定める基準日から4か月以内とする。ただし、第22条第3項または第24条第2項の規定により、改めて総代を選出する場合は別途その時期を定める。

第22条（信任投票）

信任投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。

- ② 前項に定める投票が、投票権を有する社員の数 $\frac{1}{10}$ に達しないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- ③ 第1項に定める投票が、投票権を有する社員の数 $\frac{1}{10}$ に達した候補者がある場合は、その員数について改めて前2項の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者の総数 $\frac{1}{10}$ を超えないときは、次の総代選出時に選出することができる。
- ④ 前項ただし書により選出された総代の任期は、直前の総代選出時に選出されたとみなした場合の残任期間とする。

第23条（選挙権または投票権）

総代の選出のための社員の有する選挙権または投票権は各々1個とする。

- ② 前項の権利については、総代の選出が行われる年の8月1日現在の社員を権利を有する社員とみなす。
- ③ 総代に選出される権利については、社員の選挙により総代の選出を行う場合においては、選出が行われる年の8月1日から選挙日まで、信任投票による場合においては、同8月1日から投票締切日まで、引き続き社員であるものが権利を有する。
- ④ 前2項の規定にかかわらず、第22条第3項または第24条第2項の規定により改めて総代を選出する場合においては、第1項および第3項の権利を有するものを確定するための基準となる日を別途定め、公告する。

第24条（総代の補欠の選出）

総代に欠員を生じても定数の半数を下回らない間は、第21条第4項に定める2年毎の総代選出時まで補欠の選出を行わない。

- ② 前項の規定にかかわらず、必要があるときは補欠の選出を行うことができる。
- ③ 補欠として選出された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

第25条（総代候補者選考委員会）

当会社に、総代候補者選考委員会を置くことができる。

- ② 総代候補者選考委員会は、総代会において社員の中から選任された10名以内の総代候補者選考委員をもって構成する。
- ③ 総代候補者選考委員会は、第21条第2項各号に定める総代候補者の決定および公告を行うほか、信任投票の管理を行う。

第26条（総代候補者選考委員の任期）

総代候補者選考委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとし、重任を妨げない。ただし、重任の場合は原則として2期を超えることができない。

- ② 補欠または増員により選任された総代候補者選考委員の任期は、他の現任総代候補者選考委員の任期の満了する時までとする。

第27条（総代選出細則）

総代の選出に関する細則は別に定める。

- ② 前項の細則の変更は総代会において行う。

第6章 審議員会

第28条（審議員会）

当会社に、経営の適正を期するため、審議員会を置く。

- ② 審議員会は、総代会において、社員の中から選任された25名以内の審議員をもって構成する。ただし、総代会の選任した学識経験者をこれに含めることができる。
- ③ 審議員会は、当会社から諮問を受けた事項のほか、経営の重要事項について審議を行ったうえ意見を具申し、または社員から書面をもって当会社に提出された経営に関する意見を必要に応じ審議する。
- ④ 審議員会で審議した事項については、次の総代会に報告するものとする。

第29条（審議員の任期）

審議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとし、重任を妨げない。ただし、重任の場合は原則として4期を超えることができない。

- ② 補欠または増員により選任された審議員の任期は、他の現任審議員の任期の満了する時までとする。

第30条（審議員会細則）

審議員会に関する細則は別に定める。

- ② 前項の細則の変更は総代会において行う。

第7章 取締役および取締役会

第31条（取締役の員数）

当社の取締役は15名以内とする。

- ② 取締役のうち、社外取締役を2名以上置くものとする。

第32条（取締役の選任）

取締役は、総代会において選任する。

第33条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

第34条（取締役の補欠選任）

取締役に欠員を生じて、法定の員数を欠かないときは、補欠選任を行わないことができる。

第35条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第36条（取締役会）

取締役会は取締役をもって構成する。

- ② 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第37条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日から3日前までに発する。ただし緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。

第38条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、保険業法第53条の16の規定において準用する会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第39条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役の中から会長および副会長各1名を定めることができる。

第40条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会において定める。

第41条（取締役の責任免除）

当社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締

役等を除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する契約を締結することができる。

第8章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会

第42条 (委員会の設置)

当社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会を置く。

第43条 (員数および選定)

各委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成する。ただし、その過半数は社外取締役とする。

② 各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

第44条 (各委員会の規程)

各委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会の規程による。

第9章 執行役

第45条 (執行役の員数)

当社の執行役は30名以内とする。

第46条 (執行役の選任)

執行役は、取締役会の決議によりこれを選任する。

第47条 (執行役の任期)

執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

第48条 (代表執行役等)

代表執行役は、取締役会の決議によりこれを定める。

② 取締役会は、その決議によって執行役の中から執行役社長1名ならびに執行役副社長、執行役専務および執行役常務を各々若干名定めることができる。

第49条 (執行役規程)

執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。

第50条 (執行役の報酬等)

執行役の報酬等は、報酬委員会において定める。

第51条 (執行役の責任免除)

当社は、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第10章 会計監査人

第52条 (会計監査人の設置)

当社は、会計監査人を置く。

第53条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、総代会において選任する。

第54条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までと

する。

- ② 会計監査人は、前項の定時総代会において別段の決議がされなかったときは、当該定時総代会において再任されたものとみなす。

第11章 計算

第55条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第56条（剰余金の処分）

決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、基金償却積立金、損失てん補準備金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立て、その残額を適宜別途積立金その他として処分することができる。

- ② 前項において社員配当準備金および社員配当平衡積立金に積み立てる金額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。

第57条（社員配当）

社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。ただし、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第58条（損失のてん補）

決算において不足を生じたときは、別途積立金、その他の積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、基金償却準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序でてん補することができる。

第12章 補則

第59条（定款の変更）

本定款の変更は、総代の半数以上が出席した総代会において、出席した総代の議決権の4分の3以上の多数により決する。

附則

第1条（監査役の実任免除に関する経過措置）

当社は、平成27年定時総代会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条（2023年度の基金の拠出者の権利に関する事項）

2023年度の基金の拠出者については、第6条第1項の基金の償却を5年以内に行う。

- ② 本条は、前項の基金の償却の時をもって削除される。

約款

- 「約款」は、ご契約者と保険会社との契約内容を記載したものです。

[本文の見方]

本文中、「①」と表記されているものは、「第1項」と読みます。
本文中、「1」と表記されているものは、「第1号」と読みます。

- 本約款は、2021年3月現在のものです。

最新の内容は、当社のホームページにてご確認いただくか、担当者にお問い合わせください。
ただし、約款はご契約時の内容が適用されますのでご注意ください。

住友生命ホームページ

<https://www.sumitomolife.co.jp>

この保険の趣旨

この保険は、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に基づく勤労者財産形成住宅貯蓄契約専用のものであって、財形法および同法施行令に定める住宅の取得または住宅の増改築等のための生存給付金を支払うことのほか、保険期間中に勤労者が死亡したまたは所定の高度障害状態に該当したときは所定の給付を行って家族の生活保障に資することを目的とした保険です。なお、この保険は、税制上、一般の生命保険の場合と異なり、その保険料は、生命保険料控除の対象になりませんが、勤労者財産形成住宅貯蓄契約として、税法が定める優遇措置を受けることができます。

1. 総則

第1条（保険契約関係者）

- ① この保険契約の保険契約者は、財形法に規定する勤労者とします。
- ② この保険契約の被保険者および生存給付金の受取人は、保険契約者と同一人とし、保険契約者以外の者に変更することはできません。
- ③ この保険契約の災害高度障害保険金および高度障害給付金の受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。
- ④ この保険契約の災害死亡保険金の受取人および死亡給付金の受取人は同一人とし、第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）に規定する者とします。ただし、保険契約者は、第17条（当会社への通知による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）および第18条（遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）の規定により、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を変更することができます。

第2条（責任開始期および保険期間）

- ① 当会社は、この保険契約の申込みを承諾した場合には、保険契約者を雇用している事業主（以下「事業主」といいます。）がこの保険契約の第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金（財形法に規定する賃金をいいます。以下同じ。）から控除した日から、この契約上の責任を負います。
- ② 前項による責任開始の日を基準として、事業主と当会社とが協議して定めた日を、この保険契約の契約日とします。ただし、当会社がこの保険契約の申込みを承諾した場合で、事業主が第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除した日から契約日までの間に災害死亡保険金、災害高度障害保険金、死亡給付金または高度障害給付金の支払事由が生じたときは、当該控除の日にさかのぼってこの日をこの保険契約の契約日とします。
- ③ 当会社がこの保険契約の申込みを承諾した場合には、事業主を通じて、保険契約者に対して書面で通知します。
- ④ 当会社は、この保険契約の締結時において、保険法第40条および第69条の書面は交付しません。
- ⑤ この保険契約の保険期間は、この保険契約の締結の際、契約日から起算して5年以上の当会社が認める期間の範囲内で定めます。
- ⑥ 前項による保険期間の満了時まで、第7条（生存給付金の支払い）第1項第1号の規定による積立金の全部に相当する生存給付金の支払いがなかったときは、当会社の定めるところにより保険期間が延長されたものとして取り扱います。

第3条（積立金）

- ① この普通保険約款において、積立金とは、この保険契約のために当会社が積み立てた責任準備金相当額をいい、その額は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて計算します。
- ② 前項の経過期間は、契約日から保険期間の満了、被保険者の死亡等の日までの月数をもって数えることとします。この場合、これに1ヵ月未満の端数があるときは、切り上げて1ヵ月とします。

2. 保険料の払込み

第4条（保険料の定期払込み）

- ① この保険契約の保険料は、保険期間中、定期に払い込む（この場合の払込みを、以下「定期払込み」といいます。）ことを要します。ただし、租税特別措置法施行令に規定する国外勤務期間中または育児休業等期間中は、保険料の払込みはできません。
- ② 前項の保険料の払込みは、事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、事業主もしくは事業主がこの保険契約に係る事務の委託を行っている財形法に定める事務代行団体（以下「事務代行団体」といいます。）が保険契約者に代わって、その金額をこの保険契約の保険料として払い込むことによって、行うものとします。

- ③ 前項の保険料に相当する金額は、事業主もしくは事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）と当会社との間で締結されたこの保険契約に係る事務の取扱いに関する協定（以下「事務取扱協定」といいます。）に基づいて当該事業主等から当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。
- ④ 第1項の保険料の払込方法は、毎月払い、毎賞与時払いその他当会社が定める方法とし、この保険契約の締結の際、これらの方法のいずれかを選択するものとします。

第5条（財形給付金または財形基金給付金に係る金銭による保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、定期払込みを行うこの保険契約の保険料の払込みを、第4条（保険料の定期払込み）第2項の賃金からの控除によることなく、財形給付金または財形基金給付金（財形法および同法施行令により、勤労者財産形成給付金契約または勤労者財産形成基金契約に基づき、支払われるべき財産形成給付金または財産形成基金給付金をいいます。以下この条において同じ。）に係る金銭によって、行うことができます。
- ② 前項の保険料の払込みは、次の各号に定めるところにより、行うことを要します。
 - 1. 当会社が財形法施行令に規定する給付金支払機関（以下この条において「給付金支払機関」といいます。）を兼ねているときは、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を振り替えることによって、行うことを要します。ただし、当会社が給付金支払機関を兼ねている場合でも、財形法および同法施行令に規定する一括支払機関に指定されていないときは、次号の規定によるものとします。
 - 2. 当会社が給付金支払機関を兼ねていないときは、当該給付金支払機関が、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を払い込むことによって、行うことを要します。
- ③ 第1項の財形給付金または財形基金給付金に係る金銭は、前項第1号本文のときはその振替えの時、前項第1号ただし書きおよび第2号のときは当会社の本社または当会社の指定場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。
- ④ 前項の場合、第1回保険料として払い込まれたときのこの保険契約の責任開始の日および契約日は、第2条（責任開始期および保険期間）第1項および第2項の規定にかかわらず、第2項第1号本文のときは当該振替えの日、第2項第1号ただし書きおよび第2号のときは当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込まれた日とします。

第6条（転職等の場合の従前の財形住宅貯蓄契約に係る金銭による保険料の払込み）

保険契約者は、財形法および同法施行令の規定に基づき、当会社の定めるところにより、この保険契約の第4条（保険料の定期払込み）の保険料に相当する金額が当該保険契約者に支払う賃金から最初に控除される日以前に、当会社以外の財形住宅貯蓄取扱機関との間ですでに締結されていた直前の勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る金銭によってこの保険契約の第1回保険料に相当する金額の払込みを行うことができます。この場合、この保険契約の責任開始の日は、その払込みによる保険料を当会社が受け取った日とします。

3. 生存給付金の支払い

第7条（生存給付金の支払い）

- ① 保険契約者が財形法および同法施行令に定める住宅の取得または住宅の増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）のため生存給付金を請求した場合には、本項各号に規定する必要書類が当会社に到着した日（事業主と当会社との間に取りきめがある場合は、その取りきめた日とし、以下「払出基準日」といいます。）に被保険者が生存しているときに、当会社は、払出基準日における積立金の全部または一部を生存給付金として保険契約者に支払います。
 - 1. 住宅の取得等の後に、その資金に充てるために積立金の全部または一部の支払いを請求する場合
 - ア. 保険契約者は、住宅を取得した日または住宅の増改築等をした日から起算して1年以内に、別表1に定める必要書類を当会社に提出して、生存給付金を請求してください。この場合、生存給付金額（積み立てられた社員配当金の金額を含みます。以下この条において同じ。）は、当該住宅の取得等に要する費用の額以下であることを要します。
 - イ. 次号に規定する生存給付金が支払われた後に別表1に定める必要書類を当会社に提出して、本号アの生存給付金を請求する場合で、その支払われた生存給付金額が当該住宅の取得等に要した費用の額に満たないときは、当会社は、その当該住宅の取得等に要した費用の額からその支払われた生存給付金額を差し引いて得た金額を限度として計算した生存給付金額を支払うこととします。この場合の払出基準日は、次号の払出基準日から起算して2年を経過する日または住宅を取得した日もしくは住宅の増改築等をした日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間にあることを要します。
 - 2. 住宅の取得等の前に、その資金に充てるために積立金の一部の支払いを請求する場合
 - 保険契約者は、別表1に定める必要書類を当会社に提出して、生存給付金を請求してください。この場合、生存給付金額は、積立金（積み立てられた社員配当金を含みます。）の9割に相当する額または当該住宅の取得等に要する額のいずれか低い額以下であることを要します。
- ② 前項第1号の規定によって積立金の全部に相当する生存給付金が支払われたときは、この保険契約は、その払出基準日の終了時にさかのぼって消滅します。

4. 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払い

第8条（災害死亡保険金の支払い）

- ① 被保険者が、保険期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、保険料累計額の5倍相当額を災害死亡保険金として、支払います。この場合の保険料累計額は、次の第1号に該当したときは当該事故の発生時、次の第2号に該当したときは当該疾病の発病時（当該疾病が発病した時として、当社が認定した時をいいます。）における保険料累計額とします。
 1. 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後に発生した災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由（次号に規定する疾病を除きます。これらを、以下「偶発的な外来の事故」といいます。）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
 2. 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後に発病した別表2に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
- ② 前項の保険料累計額とは、次の金額をいいます。
 1. 前条第1項の規定による生存給付金が支払われていない場合
この保険契約の保険料として当社に払い込まれた（第1回保険料については、当社に払い込まれていない場合でも、それに相当する金額が貸金から控除された事実があれば、当社に払い込まれたものとして取り扱います。）金額の合計額
 2. 前条第1項の規定による積立金の一部に相当する生存給付金が支払われた場合
この保険契約の保険料として当社に払い込まれた金額の合計額から前条第1項の規定によって支払われた生存給付金に対応する保険料の合計額を通算した金額を差し引いて得た金額
- ③ 災害死亡保険金の支払事由が生じている場合で、保険料が次の各号のいずれかの期間に払い込まれたときは、当社は、当該各号の保険料をそのまま払い戻すことはしないで、当該各号の保険料に対応する積立金を計算して、これを、災害死亡保険金の支払いの際に、災害死亡保険金の受取人に支払います。この場合の積立金の計算の基準の日は、当該死亡の日とします。
 1. 第1項第1号の事故の発生後または同項第2号の疾病の発病後、当該死亡の日までに、保険料が当社に払い込まれたとき
 2. 当該死亡の日までに、保険料に相当する金額が既に貸金から控除されている場合で、当該死亡の日後当社が定める期間内に、保険料として当社に払い込まれたとき

第9条（災害高度障害保険金の支払い）

- ① この保険契約の責任開始の日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、かつ、保険期間中に、被保険者に生じた障害が別表3に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）のいずれかに該当したときは、当社は、前条の災害死亡保険金に相当する金額を災害高度障害保険金として、支払います。この場合、責任開始の日前に既に生じていた障害状態に責任開始の日以後に発生した偶発的な外来の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態のいずれかに該当したときを含みます。
- ② 前項の規定によって災害高度障害保険金が支払われたときは、この保険契約は、高度障害日（被保険者が高度障害状態に該当した日として、当社が認定した日をいいます。以下同じ。）にさかのぼって消滅します。
- ③ 前条第3項の規定は、本条の場合について準用します。この場合において、同項の規定中「死亡の日」とあるのは「高度障害日」と、「災害死亡保険金」とあるのは「災害高度障害保険金」と読み替えます。

第10条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金の請求手続き）

災害死亡保険金または災害高度障害保険金の受取人は、前2条に規定する当該保険金の支払事由が生じた日から2ヵ月以内（正当な事由がある場合には、この期間を経過しても差し支えありません。）に、別表1に定める必要書類を当社に提出して、当該保険金を請求してください。

第11条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合）

- ① 被保険者が、次の各号のいずれかによって第8条（災害死亡保険金の支払い）第1項または第9条（災害高度障害保険金の支払い）第1項の規定に該当したときは、当社は、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わないで、次条または第13条（高度障害給付金の支払い）の規定を適用します。
 1. 被保険者の故意または重大な過失によるとき
 2. 災害死亡保険金については、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、当社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 3. 被保険者の犯罪行為によるとき
 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき

- 6. 被保険者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - 7. 被保険者が、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - 8. 地震、噴火または津波によるとき
 - 9. 戦争その他の変乱によるとき
- ② 前項第8号または第9号の事由によって死亡し、または高度障害状態に該当した者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その程度によって、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、または当社の定めるところによりその金額を削減して支払います。

5. 死亡給付金または高度障害給付金の支払い

第12条（死亡給付金の支払い）

被保険者が、保険期間中に死亡したときは、当社は、その死亡の日における積立金を死亡給付金として、支払います。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。

第13条（高度障害給付金の支払い）

- ① 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に高度障害状態のいずれかに該当したときは、当社は、高度障害日における死亡給付金に相当する金額を高度障害給付金として、支払います。この場合、責任開始の日前に既に生じていた障害状態に、責任開始の日以後の傷害または疾病（責任開始の日前に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のないものに限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態のいずれかに該当したときを含みます。
- ② 前項の規定にかかわらず、災害高度障害保険金が支払われる場合には、当社は高度障害給付金を支払いません。
- ③ 第9条（災害高度障害保険金の支払い）第2項の規定は、本条の場合について準用します。

第14条（死亡給付金または高度障害給付金の請求手続き）

死亡給付金または高度障害給付金の請求手続きについては、第10条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金の請求手続き）の規定を準用します。

第15条（保険金または給付金の支払いの時期および場所）

- ① この保険契約の保険金（災害死亡保険金および災害高度障害保険金をいいます。以下同じ。）または給付金（生存給付金、死亡給付金および高度障害給付金をいいます。以下同じ。）は、その請求に必要な書類（必要事項が完備されていることを要します。）が当社に到着した日（生存給付金については払出基準日とし、以下「請求日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に当社の本社で支払います。
- ② 保険金または給付金を支払うために確認が必要な次表の各号に掲げる場合において、この保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までには当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金の支払期限は、請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認が必要な事項
1. 保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第8条（災害死亡保険金の支払い）、第9条（災害高度障害保険金の支払い）、第12条（死亡給付金の支払い）および第13条（高度障害給付金の支払い）に定める支払事由発生の有無
2. 第11条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
3. 第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第3項、第17条（当社への通知による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）第4項および第18条（遺言による災害死亡保険金または死亡給付金の受取人の変更）第3項に該当する可能性がある場合	被保険者が死亡した原因
4. 告知義務違反に該当する可能性がある場合	当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
5. この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前3号に定める事項、第22条（重大事由による保険契約の解除）第1項第4号アからエまでに該当する事実の有無または保険契約者もしくは保険金もしくは給付金の受取人のこの保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金の請求の意図に関するこの保険契約の締結時から保険金もしくは給付金の請求時までにおける事実

- ③ 前項に定める事項の確認をするため、次表の各号に掲げる事項についての特別な照会手続きや調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金または給付金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ次表に定める日数（第1号から第4号までのうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

特別な照会手続き・調査	照会手続き・調査の対象となる事項	支払期限
1. 弁護士法その他の法令に基づく照会手続き	前項各号に定める事項	180日
2. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	前項第1号から第3号までまたは第5号に定める事項	180日
3. 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会手続き	前項第1号から第3号までまたは第5号に定める事項	180日
4. 日本国外における調査	前項各号に定める事項	180日

- ④ 保険金または給付金の支払期限を前2項に定める日とする場合には、当社は、確認が必要な事項の内容および支払期限を保険金または給付金の請求者に通知します。
- ⑤ 第3項に定める支払期限を過ぎてもなお、第三者機関からの回答の遅延その他の当社の責任によらない理由により、第3項に定める事項の確認が終わらない場合には、当社は、その確認が終わらなかった理由および確認が必要な事項の内容を保険金または給付金の請求者に通知したうえで、確認を継続します。
- ⑥ 第1項から第3項までにより定まる支払期限の後に保険金または給付金を支払うこととなるときは、当社は、支払期限の翌日以後遅滞の責任を負い、遅延利息を保険金または給付金とあわせて支払います。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）

- ① この保険契約の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、被保険者の配偶者（内縁関係にある者を除きます。）子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある者とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の締結の際、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を定めることができます。
- ③ 死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が前2項に規定する受取人の故意によるときは、死亡給付金の受取人は被保険者の法定相続人とします。その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、当該部分について同様とします。

第17条（当社への通知による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）

- ① 保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、当社に対する通知により、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を変更することができます。
- ② 前項の通知が当社に到着する前に変更前の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人に災害死亡保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人から災害死亡保険金または死亡給付金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
- ③ 前条第2項の規定によって定められた受取人または本条第1項の規定による変更後の受取人が、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由発生前に死亡して変更されていないときは、前条第1項の規定を適用します。
- ④ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、前条第3項の規定を適用します。

第18条（遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）

- ① 前条の規定によるほか、保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を変更することができます。
- ② 前項による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。
- ③ 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第3項の規定を準用します。

第19条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の代表者）

- ① 第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第2項の規定によって定められた受取人または第17条（当社への通知による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）もしくは前条の規定による変更後の受取人が2人以上あるときは、これらの者の災害死亡保険金または死亡給付金を受け取るべき割合は均等とし、これらの者は、

代表者1人を定めることを要します。この場合には、その代表者は、この保険契約について他の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときには、当社が受取人の1人に対して行った行為は、他の受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ③ 前2項の規定は、第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第1項に規定する同順位の者が2人以上あるときについて準用します。

6. 返戻金、社員配当金その他の取扱い

第20条（告知義務違反による保険契約の解除）

- ① 保険契約者は、この保険契約の締結の際に、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。
- ② 保険契約者が、故意または重大な過失によって前項の規定により当社が求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときは、当社は、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
- ③ 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、この保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ④ 前2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- ⑤ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人に解除の通知をします。

第21条（保険契約を解除できない場合）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - 1. 当社が、この保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - 2. 保険媒介者が、保険契約者が前条第1項に定める告知をすることを妨げたとき
 - 3. 保険媒介者が、保険契約者に対し、前条第1項に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 4. 当社が、この保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1ヵ月が経過したとき
 - 5. この保険契約が契約日から起算して2年以上経過したとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者が、前条第1項の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第22条（重大事由による保険契約の解除）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
 - 1. 死亡給付金の受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取る目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 2. 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、この保険契約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害給付金を詐取る目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 3. この保険契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - 4. 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - 5. 当社の保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 当社は、保険金または給付金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金または給付金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が保険金または給付金の受取人のみであり、かつ、その保険金または給付金の受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金または給付金をいいます。以下本項において同じ。）は支払いません。また、すでに保険金

または給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求することができます。

- ③ 第20条（告知義務違反による保険契約の解除）第5項の規定は、本条の場合について準用します。

第23条（保険契約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約を解約することができます。
- ② 第7条（生存給付金の支払い）第1項第2号に規定する生存給付金が支払われた後、その払出基準日から起算して2年を経過する日または住宅を取得した日もしくは住宅の増改築等をした日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間に、別表1(a)に定める必要書類の提出がなかった場合には、保険契約は、その払出基準日から起算して2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。
- ③ 保険料が払い込まれないままで、最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過した場合には、保険契約は、その2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、当社が定めるところによります。
1. 租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を出国する日までに提出した海外転勤者の保険契約
 2. 租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を育児休業等の開始の日までに提出した育児休業等をする者の保険契約

第24条（不適格事由の発生による保険契約の解約）

次のいずれかの場合には、保険契約は当該各号に定める日に保険契約者によって解約されたものとみなします。ただし、第1号については、同号に定める不適格事由が生じた日から起算して2年以内に、当社と事務取扱協定を締結している事業主または当社と事務取扱協定を締結している事務代行団体に事務の委託を行っている事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合には、この限りではありません。

1. 保険契約者が、退職、転任その他の理由によって不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する不適格事由をいいます。）に該当した場合
その該当した日から起算して2年を経過した日
2. 保険契約者が、継続適用不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由をいいます。）に該当した場合
その該当した日から起算して1年を経過した日

第25条（債権者等による解約の効力等）

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの保険契約を解約することができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日から起算して1ヵ月を経過した日にその効力を生じます。
- ② 前項の規定にかかわらず、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人（保険契約者の親族に限ります。）が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、前項の解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額（以下この条において「一定の金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつその旨を当社に通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項の解約の通知が当社に到着した時から、第1項の解約の効力が生じまたは前項により生じないこととなるまでの間については、次に定めるところによります。
1. 第7条（生存給付金の支払い）の規定にかかわらず、生存給付金の請求をすることはできません。
 2. この保険契約が消滅したときは、当社は、支払金の限度で一定の金額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を支払金の受取人に支払います。

第26条（保険契約の解約等に伴う返戻金の支払い）

- ① 当社は、次の各号の場合には、当該各号の者に返戻金を支払います。
1. 第20条（告知義務違反による保険契約の解除）または第22条（重大事由による保険契約の解除）の規定による解除の場合
保険契約者（解除の通知を災害死亡保険金および死亡給付金の受取人にしたときは、その受取人）
 2. 第23条（保険契約の解約）または第24条（不適格事由の発生による保険契約の解約）の規定による解約の場合
保険契約者
- ② 前項の規定にかかわらず、第22条第1項第4号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金または給付金の一部の受取人に対して同条第2項の規定を適用し保険金または給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金または給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者（解除の通知を災害死亡保険金および死亡給付金の受取人にしたときは、第22条第1項第4号に該当した受取人）に支払います。
- ③ 第1項の返戻金は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて当社が計算して得た金額（別表4例示）

とします。この場合の経過期間については第3条（積立金）第2項の規定を準用します。

- ④ 返戻金の請求ならびにその支払いの時期および場所については、第7条（生存給付金の支払い）および第15条（保険金または給付金の支払いの時期および場所）の規定を準用します。ただし、事業主と当会社との間に支払いに関する取りきめがある場合には、その取りきめにより支払いを行うことができます。

第27条（転職等の場合の返戻金に相当する金額の支払い）

- ① 当会社は、財形法および同法施行令ならびに租税特別措置法施行令に規定するところにより、保険契約者が転職等をした後、当会社と勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務取扱協定の締結がなく、当会社以外の財形住宅貯蓄取扱機関と事務の取扱いに関する協定を締結している新たな事業主または事務代行団体に事務の委託を行っている事業主に雇用された場合で、かつ、保険契約者がその事業主および新たな財形住宅貯蓄取扱機関経由でこの保険契約の返戻金に相当する金額を支払うことを申し出たときは、その新たな財形住宅貯蓄取扱機関に直接払い込むことによって、保険契約者に返戻金に相当する金額を支払います。
- ② 前項の場合、当会社は、この保険契約に対して積み立てられた社員配当金があるときは、その返戻金に相当する金額とあわせて支払うものとし、また、この保険契約は、その支払日の前日の終了時に消滅するものとし、

第28条（詐欺による取消し）

保険契約者または災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の詐欺により、この保険契約を締結したときは、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第29条（不法取得目的による無効）

この保険契約の締結の際に、保険契約者に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得する目的または他人に災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第30条（保険料累計額の制限）

この保険契約について払い込まれた保険料の累計額は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額（保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。）の範囲内であることを要します。

第31条（年齢の計算およびその誤りの処理）

- ① 被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 被保険者の年齢について誤りが発見された場合に、契約日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、この保険契約を取り消すことができ、この場合、既に払い込まれた保険料（保険料に相当する金額を含みます。）は、保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて、当会社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。

第32条（社員配当金の割当ておよびその支払い）

- ① 当会社は、定款の規定によって事業年度末に積み立てた社員配当準備金の中から、その事業年度末に有効なこの保険契約に対して、当会社の資産運用利回りを基準として当会社の定める方法によって計算した社員配当金を割り当てます。
- ② 前項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の事業年度における契約日の年単位の応当日（以下この条において「積立開始日」といいます。）から、当会社の定める利率による利息を付して積み立てておき、この保険契約が解約されまたは解除されたときに、保険契約者に支払い、この保険契約の保険金または給付金が支払われたときに、その受取人に支払います。ただし、第7条（生存給付金の支払い）第1項の規定により積立金の一部が生存給付金として支払われたときは、当会社の定めるところにより支払うものとし、
- ③ 前項の規定にかかわらず、同項の積立開始日前にこの保険契約が消滅した場合には、積立て前の社員配当金は、生存給付金が支払われたときは生存給付金とともに当会社の定めるところにより計算して保険契約者に支払い、その他のときは社員配当準備金に繰り入れます。
- ④ 第1項の規定によって割り当てた社員配当金の積立開始日から、その事業年度末までの間に第7条第1項第1号の規定により積立金の全部を生存給付金として支払うことによって消滅する保険契約については、前3項の規定によるほか、積立開始日から消滅するまでの期間に対応する社員配当金をあらかじめ前事業年度末に割り当てておき、生存給付金とともに保険契約者に支払います。

第33条（保険料の払込方法の変更）

保険契約者は、この保険契約の締結後、当会社の定めるところにより、将来に向かって、第4条（保険料の定期払

込み) 第4項に規定する範囲内で保険料の払込方法を変更することができます。

第34条 (保険料額の変更)

保険契約者は、この保険契約の締結後、当社の定めるところにより、将来に向かって、保険料額を変更することができます。

第35条 (保険期間の延長または短縮)

保険契約者は、この保険契約の締結後、当社の定めるところにより、将来に向かって、保険期間を延長しまたは短縮することができます。

第36条 (保険契約者の住所の変更)

- ① 保険契約者がその住所または居所（通信先を含みます。以下この条において同じ。）を変更したときは、ただちに当社に通知してください。
- ② 前項の通知がなく、保険契約者の住所または居所を当社が確認できなかった場合、当社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到着したものとみなします。

第37条 (事情の変更)

- ① 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により特に必要があると認めるときには、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。
- ② 前項の規定によりこの普通保険約款の規定を変更し、または保険料、積立金等の計算の基礎を変更するときは、変更日の2ヵ月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第38条 (時効)

保険金、給付金、返戻金、積立金または社員配当金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間請求がないときには消滅します。

別表1 必要書類

保険金、給付金の請求に必要な書類は次のとおりです。

項目	必要書類
(a) 生存給付金の請求	(1) 当社所定の請求書 (2) 生存給付金の受取人の戸籍抄本 (3) 生存給付金の受取人の印鑑証明書 (4) その他財形法および同法施行令に基づく書類
(b) 災害死亡保険金の請求	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 偶発的な外来の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書
(c) 災害高度障害保険金の請求	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書 (3) 偶発的な外来の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者の印鑑証明書
(d) 死亡給付金の請求	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書
(e) 高度障害給付金の請求	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の戸籍抄本 (4) 被保険者の印鑑証明書

(注) 当社は上記の書類以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 災害死亡保険金の支払対象となる感染症

災害死亡保険金の支払対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表3 災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払対象となる高度障害状態

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが、自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

別表4 返戻金額例表

(毎月10,000円ずつ定期払込みの場合)

経過年数	返戻金
1年	119,400円
2年	239,420円
3年	359,290円
4年	479,380円
5年	599,680円
7年	840,930円
10年	1,204,430円
15年	1,814,700円

(備考) 財形住宅貯蓄積立保険の税制上の取扱いについて(平成29年6月現在)

この保険は、勤労者財産形成住宅貯蓄契約として、次に定めるところにより、税制上の優遇措置を受けることができます。

1. この保険の生存給付金に社員配当金(これに付される利息を含みます。)を加えて得た金額から当該保険料累計額を差し引いて得た金額(これを「差益」といいます。)に関する所得税は非課税となります。

2. 上記1の優遇措置を受けるためには、租税特別措置法第4条の2に規定する手続きをとることを要します。

3. 以下の場合には、租税特別措置法および同法施行令の規定により、上記1の優遇措置を受けることができなくなります。ただし、同法施行令に規定する災害等の事由を原因とし、その事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、同法施行令に規定する手続きを行った上、返戻金の支払いを受けた場合には、この限りではありません。

(1) 住宅の取得等の後に、1年を超えて積立金の全部または一部の支払いの請求があった場合(普通保険約款第7条)

(2) 住宅の取得等の前に、積立金の一部の支払いが行われ、その後2年を経過する日または住宅を取得した日もしくは住宅の増改築等をした日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間に、別表1(a)に定める必要書類の提出がなかった場合(普通保険約款第7条)

(3) この保険契約が解約されたとき(普通保険約款第23条)

(4) 退職、転任その他の理由により、不適格事由または継続適用不適格事由に該当することとなった場合で、所定の手続きがなされなかったとき、または、不適格事由に該当した日から起算して1年を経過したとき(普通保険約款第24条)

(5) 保険料の払込みが2年間中断された場合(普通保険約款第23条)

4. この保険の払込保険料は、生命保険料控除の対象にはなりません。

あなたの未来を強くする



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

スミセイコールセンター

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
(土日・祝日・年末年始、臨時休業日を除く)

 **0120-307506**